

令和元年仙審第29号

裁 決

漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

補 佐 人 1人

本件について，当海難審判所は，理事官植松正出席のうえ審理し，次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成30年11月27日03時45分

宮城県大島瀬戸

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 199トン

全 長 49.83メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 1,471キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成24年2月に進水した大中型まき網漁業船団に網船として付属する船首楼付一層甲板船首船橋型の鋼製漁船で、船橋内には3台のレーダー及びGPSプロッター等の航海計器がそれぞれ備えられていた。

(2) 受審人の経歴等

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか23人が乗り組み、操業の目的で、船首2.3メートル船尾4.6メートルの喫水をもって、平成30年11月26日13時00分気仙沼漁港を発し、岩手県釜石港東方沖合約8海里の漁場で操業した後、翌27日01時00分同漁場を発進して気仙沼漁港に向けて帰途に就いた。

ところで、気仙沼湾は、宮城県の御崎岬と岩井埼との間にある南方に開いた湾で、同湾中央にある同県大島によって東湾と西湾に分かれ、大島とその北側陸岸との間に大島瀬戸があり、その両側には陸岸に沿ってかきなどの養殖施設が設置されており、最狭部の水路の幅は約100メートルであった。

そして、大島瀬戸には、北緯38度53.04分東経141度37.27分、北緯38度53.00分東経141度37.30分、北緯38度52.92分東経141度37.31分、北緯38度52.75分東経141度37.11分、北緯38度52.67分東経141度36.88分、北緯38度52.71分東経141度36.72分、北緯38度52.68分東経141度36.49分、

北緯38度52.63分東経141度36.44分，北緯38度52.69分東経141度36.34分，北緯38度52.75分東経141度36.96分及び北緯38度52.85分東経141度37.12分の各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域に，宮城県知事許可による免許番号区第1241号（以下「1241号区画」という。）の区画漁業権免許に基づく漁場区画が設定され，同区画には，かき養殖施設等が敷設され，同区画の北縁には簡易標識として夜間に点滅する浮標が5基設置されていた。

a 受審人は，03時頃広田湾南東方沖合で甲板員2人と共に船橋当直に就き，自ら操舵スタンド後方に立って操舵にあたり，同スタンド右舷側のレーダーを0.5海里レンジに，左舷側のレーダーを3海里レンジにそれぞれ作動させて気仙沼湾東湾を北上し，その後，同湾北部で西行したのち，03時39分僅か過ぎ番所根灯標から346度（真方位，以下同じ。）290メートルの地点で，大島瀬戸に向け針路を187度に定め，6.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で，手動操舵によって進行した。

a 受審人は，所属するまき網漁船組合からのファクシミリによる情報及び漁場区画をGPSプロッターに表示できるようにしていたことにより，前路の1241号区画を認識していて，右舷船首方のかき養殖施設に明るいLED作業灯を点灯した漁船（以下「かき漁船」という。）を認め，今までこの時間帯にかき漁船を見たことがなかったことから，同船の動向に注視しながら続航した。

03時40分頃 a 受審人は，甲板員2人を入港準備作業に就かせるために降橋させ，以後，単独で船橋当直に当たり，気仙沼市日向貝の南方沖で右転してから大島瀬戸の中央部を同瀬戸に沿って航行する予定で，03時42分僅か前番所根灯標から206度310メ

ートルの地点で、針路を230度に転じ、かき漁船をほぼ正船首方に見ながら進行した。

a 受審人は、03時44分僅か前番所根灯標から220度660メートルの転針予定地点に達したとき、1241号区画の北縁まで約200メートルとなり、その後同区画に向首接近する状況であったが、ほぼ正船首方のかき漁船の動向を把握することに気を奪われ、作動中のGPSプロッターを活用して日向貝の方位及び距離を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、1241号区画に向首したまま続航し、03時45分番所根灯標から221度850メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同区画内の養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、球状船首部に凹損等を生じ、養殖施設は、枠網に切断等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、夜間、大島瀬戸において、気仙沼漁港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、1241号区画内の養殖施設に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大島瀬戸において、気仙沼漁港に向けて航行する場合、予定の転針を確実にこなせるよう、作動中のGPSプロッターを活用して日向貝の方位及び距離を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、かき漁船の動向を把握することに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失によ

り、予定していた転針を行わず、1241号区画内の養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和2年3月12日

仙台地方海難審判所

審判官 杉 谷 昭